
四万十町
子ども子育て支援事業計画

【平成27年度～平成31年度】

平成27年3月

四万十町

目次

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の位置づけと性格.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画策定の体制.....	3
第2章 子どもを取り巻く現状.....	4
第1節 四万十町の現状.....	4
1. 人口構成.....	4
2. 出生数.....	5
第2節 人口の将来推計.....	6
第3章 計画の基本構想	8
第1節 幼児期の教育・保育提供区域の設定.....	8
第2節 基本理念.....	9
第3節 基本目標.....	9
第4節 施策体系図.....	10
第4章 子ども子育て支援策の展開	11
第1節 子育てを支える体制の整備.....	11
1. 子育て支援サービスの計画的な推進.....	11
2. 地域ぐるみの子育て支援.....	14
3. 経済的負担の軽減.....	15
4. 子育てについて学ぶ環境の整備.....	15
5. ワーク・ライフ・バランスの推進.....	16
第2節 安心して生み育てることのできる環境づくり.....	17
1. 母親と子の健康の確保及び増進.....	17
2. 小児科・産科医療の充実.....	22
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	23
1. 食育の推進.....	23
2. 命の学習の推進.....	23
3. 思春期保健対策の推進.....	24
4. 生涯学習を通じた人づくりの促進.....	24

5. 青少年健全育成の推進	25
第4節 配慮が必要な家庭や児童への支援	26
1. ひとり親家庭などへの支援	26
2. 要保護児童への支援体制の充実	26
3. 障害がある子どもへの適切な支援	27
4. 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりの推進	27
第5節 子育てを支援することのできる基盤の整備	29
1. 子育てを支援する生活環境の整備	29
2. 子ども等の安全の確保	31
第5章 主要事業における量の見込みと確保方策	32
第1節 新制度における保育の必要性について	33
1. 認定区分	33
2. 認定基準	33
第2節 子ども・子育て支援給付	34
1. 施設型給付及び地域型保育給付	34
2. 認定こども園の推進	35
3. 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	35
4. 幼稚園教諭と保育士の質の向上	35
5. 保育所、認定こども園と小学校との連携	35
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	36
第6章 計画の実現のために	42
第1節 計画の周知徹底	42
第2節 関係機関との連携・協働	42
第3節 計画の推進体制	42
資料編	43

第1章 はじめに

第1節 計画策定の背景

全国的な少子化の急速な進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、国においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成 15 年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 17 年度から 10 年間において次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定を、全国の市町村に義務付けました。

四万十町においても、現在の四万十町を形成する窪川・大正・十和の旧 3 町村では、「次世代育成支援対策推進法」を受けて、平成 17 年 3 月にそれぞれ「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成 22 年 3 月には「四万十町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を策定し、各地域が一体となって「子育て」「子育て」の支援に取り組んできました。

一方、国においては、基本施策である少子化社会対策大綱に沿った様々な対策が実施されてきましたが、少子化に歯止めがかかっていないことや、子育ての孤立化、児童虐待、不登校やいじめといった問題が深刻化してくるなど、子どもや子育てをめぐる環境は厳しくなるとともに、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

さらに、都市部では多くの待機児童が発生している一方、地方では子どもの減少から集団生活ができない地域が生じるなどの問題がおこっています。これらの課題に対応するため、また、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要であることから、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援関連 3 法が成立し、この法律に基づき、全国の市町村に幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方を明記する「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

このような状況を受け、四万十町では、平成 26 年度末で終了する「四万十町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を継承する計画として、法定計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する「四万十町子ども・子育て支援計画」を策定することとしました。

第2節 計画の位置づけと性格

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・施策を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、これまで取組を進めてきた『四万十町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）』についても、計画の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

また、この計画は、本町のまちづくりの総合的指針である「四万十町総合計画」を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

○子ども・子育て支援法

第一条／（目的）

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第六十一条／（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

第3節 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や町の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
現在の計画	次世代育成支援行動計画（後期計画）									
次期の計画					見直し 計画策定	子ども子育て支援事業計画				

第4節 計画策定の体制

(1) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に「四万十町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

【調査の実施概要】

対象者	平成 25 年 11 月 6 日現在、町内に在住する就学前児童（0～5 歳）および小学校 1 年生から 6 年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳及び外国人登録原票による無作為抽出
実施方法	郵送及び園・学校を通じて配布・回収
実施期間	平成 25 年 11 月 25 日（月）～平成 25 年 12 月 9 日（月）

	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	512 件	348 件	68.0%
小学生の保護者	591 件	461 件	78.0%
計	1,103 件	809 件	73.3%

※就学前児童・小学生ともに平成 25 年 12 月 9 日以降に返送があったものは集計に含まれていません。

(2) 四万十町子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する「四万十町子ども・子育て会議」において、計●回の審議を行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。

(3) パブリック・コメントの実施

町民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

実施期間	平成 26 年●●月●●日（●）～平成 26 年●●月●●日（●）
意見提出数	●名

第2章 子どもを取り巻く現状

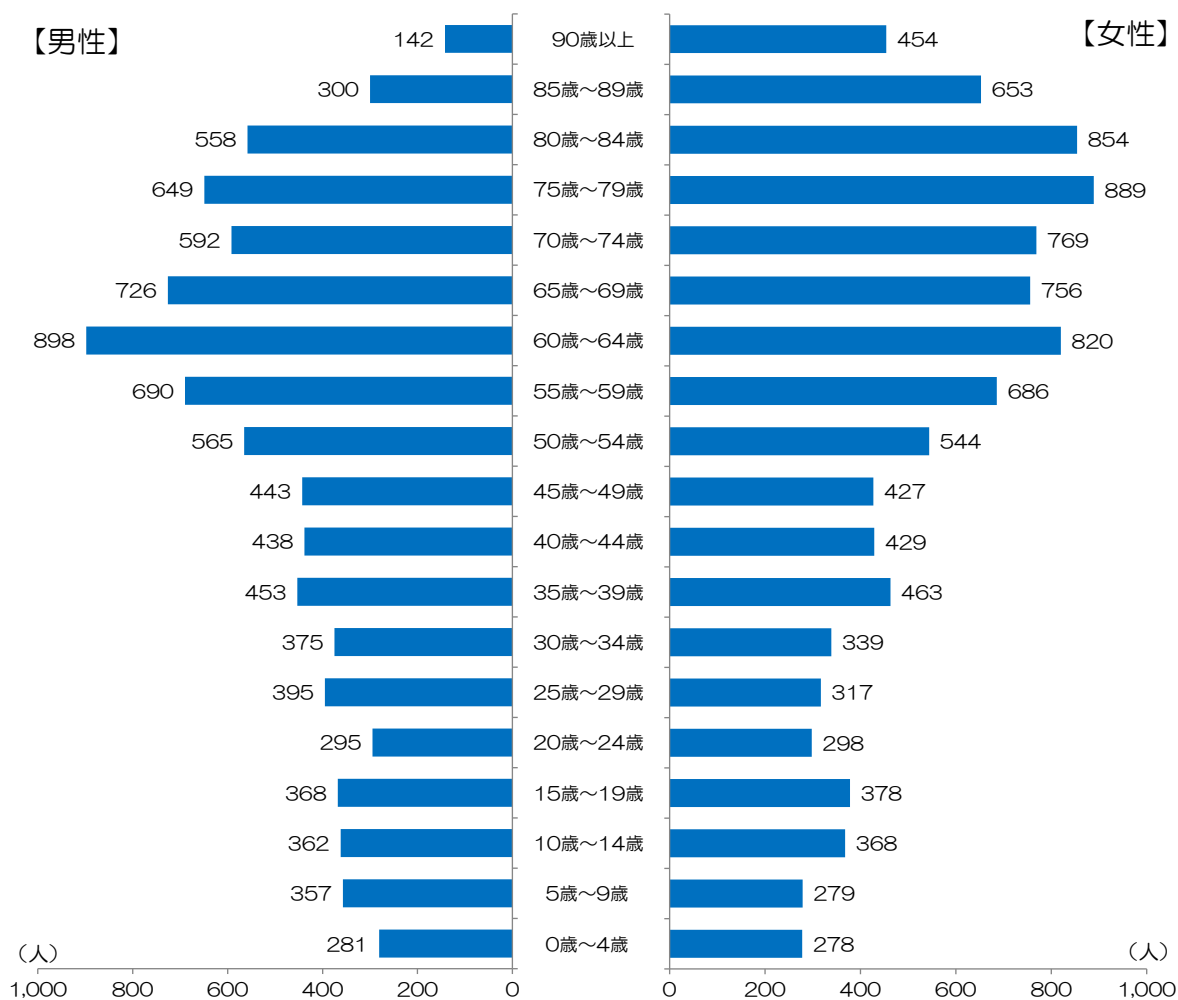
第1節 四万十町の現状

1. 人口構成

平成 25 年 10 月 1 日時点の住民基本台帳に基づく人口構成は、下記の通りです。

総人口	男性	女性
18,888人	8,887人 (47.1%)	10,001人 (52.9%)

【人口構成（平成 25 年 10 月 1 日現在）】



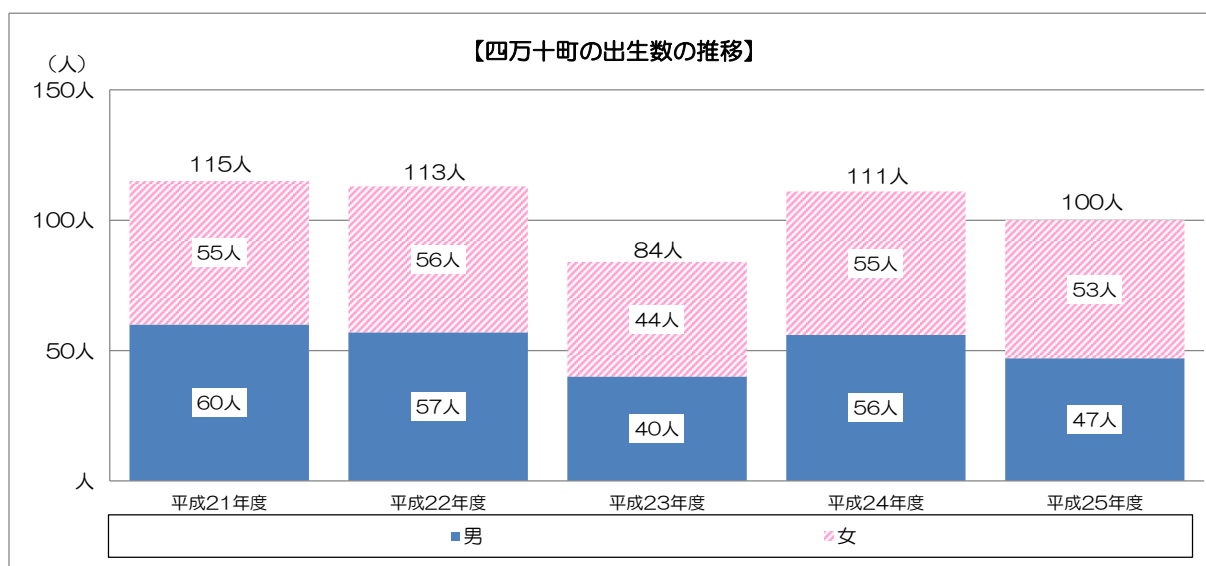
【年齢（3区分）別人口構成】

区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	老年人口 (65歳以上)
人口 (人)	18,888	1,925	9,621	7,342
構成比	100.0%	10.2%	50.9%	38.9%

2. 出生数

平成 21 年から平成 25 年の出生数をみると、平成 23 年度を除き概ね横ばいで推移しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
男	60人	57人	40人	56人	47人
女	55人	56人	44人	55人	53人
合計	115人	113人	84人	111人	100人



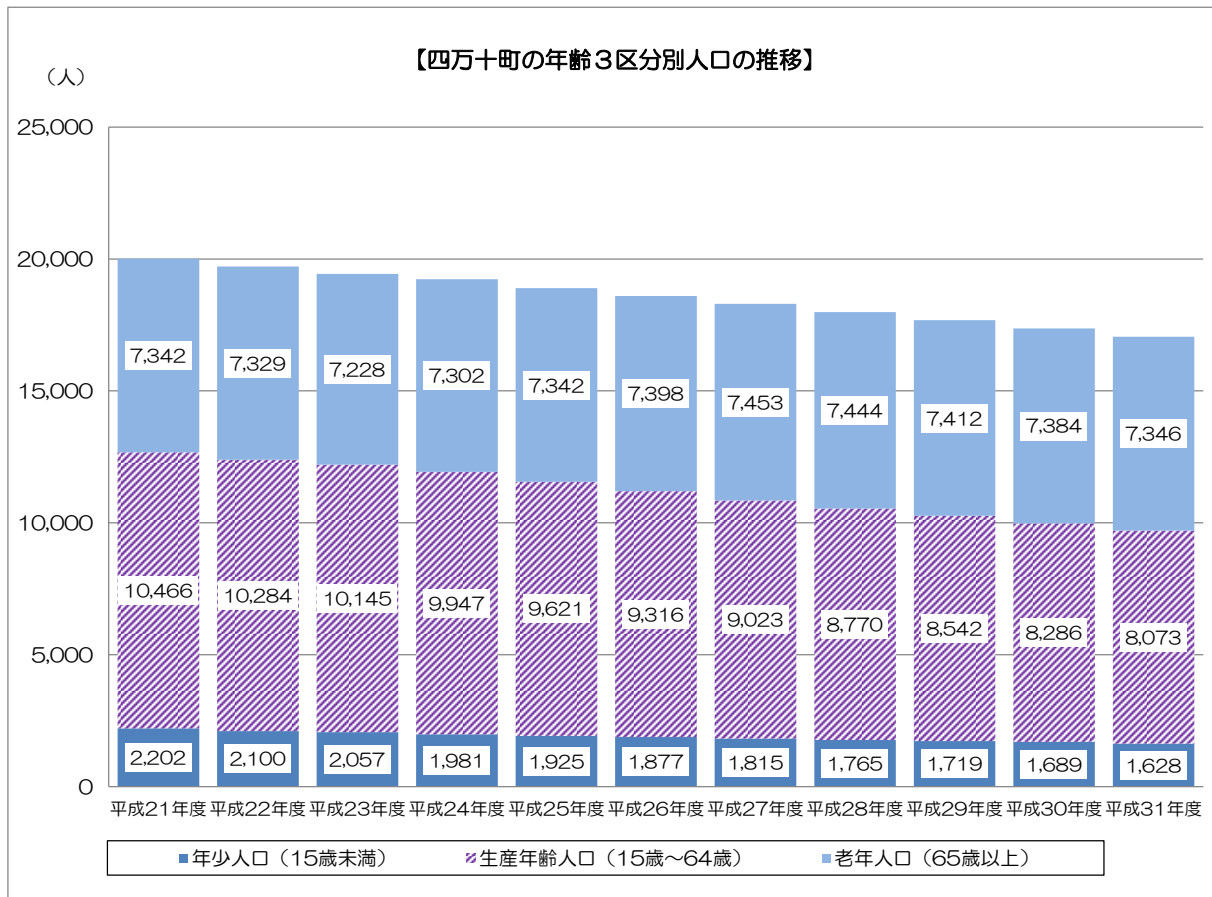
第2節 人口の将来推計

平成21年から平成25年（各年10月1日現在）の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法※を用いた人口推計における見込みでは、総人口は減少傾向となっており、平成31年には約17,000人になることが予想されます。

子ども（0歳～11歳）の人口も総人口と同様に減少傾向が予想されます。

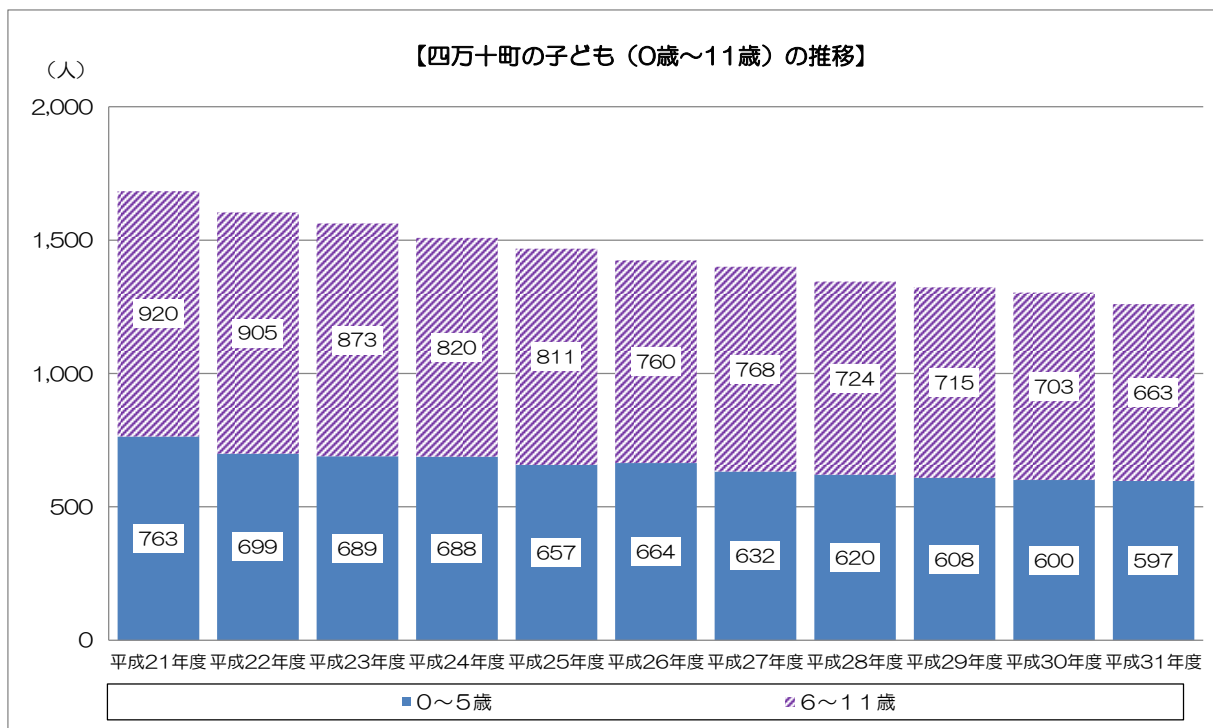
（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
総人口	20,010	19,713	19,430	19,230	18,888	18,591	18,291	17,979	17,673	17,359	17,047
年少人口 （15歳未満）	2,202	2,100	2,057	1,981	1,925	1,877	1,815	1,765	1,719	1,689	1,628
生産年齢人口 （15歳～64歳）	10,466	10,284	10,145	9,947	9,621	9,316	9,023	8,770	8,542	8,286	8,073
老年人口 （65歳以上）	7,342	7,329	7,228	7,302	7,342	7,398	7,453	7,444	7,412	7,384	7,346



（単位：人）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
総人口	1,683	1,604	1,562	1,508	1,468	1,424	1,400	1,344	1,323	1,303	1,260
0～5歳	763	699	689	688	657	664	632	620	608	600	597
6～11歳	920	905	873	820	811	760	768	724	715	703	663



※コーホート変化率法とは

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法となります。

ここでいう「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。例えば、平成21年4月2日～22年4月1日生まれのコーホートは、平成24年4月1日時点で満2歳、平成28年4月1日時点で満6歳となり、平成28年度の小学1年生となる人々の集団となります。

第2節 基本理念

四万十町では「おらがまちの子ども」意識で子どもを大切にする地域づくりのために目標を掲げ、次世代育成を推進してきました。

子どもと地域づくりを念頭に置いた中長期的な視点で、人とのつながりや地域に応じた子育て支援を実施していくためには、不動の理念として推進していく必要があることから、これまでと同じ基本理念を引き続き掲げ、その実現に向け計画を推進していきます。

基本理念

「おらがまちの子ども」意識で子どもの健やかな育ちを支えるまち

第3節 基本目標

基本理念を実現するために、以下の5項目を基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

基本目標 1 子育てを支える体制の整備

基本目標 2 安心して生み育てることのできる環境づくり

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標 4 配慮が必要な家庭や児童への支援

基本目標 5 安心して暮らすことのできる基盤の整備

第4節 施策体系図

基本目標	施策の推進内容
1 子育てを支える体制の整備	子育て支援サービスの計画的な推進 (子ども子育て支援事業計画)
	地域ぐるみの子育て支援
	経済的負担の軽減
	子育てについて学ぶ環境の整備
	ワーク・ライフ・バランスの推進
2 安心して生み育てることのできる環境づくり	母親と子の健康の確保及び増進
	小児科・産科医療の充実
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	食育の推進
	命の学習の推進
	思春期保健対策の推進
	生涯学習を通じた人づくりの促進
	青少年健全育成の推進
4 配慮が必要な家庭や児童への支援	ひとり親家庭などへの支援
	要保護児童への支援体制の充実
	障害がある子どもへの適切な支援
	子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりの推進
5 安心して暮らすことのできる基盤の整備	子育てを支援する生活環境の整備
	子ども等の安全の確保

第4章 子ども子育て支援策の展開

第1節 子育てを支える体制の整備

1. 子育て支援サービスの計画的な推進

(1) 認可保育所

平成24年2月に仁井田保育所と影野保育所を統合した「ひかり保育所」を新設、平成24年3月31日には児童数が10人未満の状態が続く大奈路保育所を閉園しました。

また、平成26年3月には幼保連携型「認定こども園たのの」の園舎が完成し新たな保育の取り組みが始まりました。

現在、公立保育所は8か所（その内、ひかり保育所は児童福祉協会へ運営を委託し、田野々保育所は認定こども園に移行。）と私立保育所3か所の運営となっています。

【今後の方向性】

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

また、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及に取り組んでいきます。

(2) 低年齢児保育

0歳（生後3か月）から2歳といった低年齢児童の保育を行っています。

現在、窪川地域では、公立保育所2か所と私立保育所3か所、大正・十和地域では、それぞれ1か所の保育所が0歳児（生後3か月）からの受け入れを行っています。

ただ、現状以上の量の確保を進めるためには、保育士の確保が課題となっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児保育	36人	33人	38人	37人

【今後の方向性】

0歳児保育は、近年の女性の社会進出に伴って需要が増え、社会にとっても必要不可欠なものとなっています。本町においても0歳児保育の需要は徐々に増加しており、これからの保育需要に応えられるよう保育士の確保及び受け入れ施設の改修等に努めていきます。

(3) 一時預かり保育

一時預かり保育は、保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ることを目的とします。

本町では、平成22年4月から窪川・大正・十和各地域の子育て支援センターにおいて一時預かり保育を実施しています。各施設の一時預かり保育の利用状況は、毎日の施設利用者がある窪川地域で月2～3人程度の利用があるものの、大正・十和地域ではあまり利用されていない状況です。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一時預かり保育	61人	27人	38人	57人

【今後の方向性】

保育所未就園児には子育て支援センターからのお知らせ等も定期的に行っており、今後も引き続き広報活動等を進め利用促進に努めます。

(4) 平日の保育時間の延長

保育所の保育時間は原則8時間（午前8時30分～午後4時30分）となっているが保護者の多様な就労形態等に対応するため、受け入れ時間を午前1時間、午後1時間30分延長（開所時間は7時30分から18時まで）し児童の受け入れを行っています。

【今後の方向性】

保護者からの保育時間の延長希望（18時30分まで）や、子ども・子育て新制度の保育標準時間が11時間と定められたこともあり、開所時間を30分間延長し7時30分から18時30分までとします。

(5) 土曜日の保育時間の延長

7時30分から17時30分の受け入れで実施しています。

窪川地域の7ヶ所の保育所中6か所の保育所で延長保育の希望があり、現在、70名余りの児童が利用しています。しかし、大正、十和地域の保育所では希望者がなく延長保育は実施されていません。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
土曜午後保育	83人/月	115人/月	103人/月	70人/月

【今後の方向性】

就労環境の多様化等により、土曜日でも家庭での保育が困難な保護者は増加する傾向にあります。このため、現在実施している延長保育は継続して実施します。

(6) 障害児保育

保育所に入所希望の障がいのある子どもについては、保健師、保育所長、保育係りにより保育士の配置検討会を開催し、必要に応じ加配保育士の配置を行っています。

また、対象児童の就学時には「就学引継ぎシート」や「つながるノート」を作成し、小学校へ引継ぎを行っています。

【今後の方向性】

障がいのある子どもが、生まれ育った地域の保育所・幼稚園・認定こども園などで保育を受けられるように努めます。また、子どもの心身の状況を正確に把握し、発達が進められるよう教育・保育内容の充実を図ります。

(7) 保育所の施設整備

平成 22 年 3 月に「興津保育所」を改築、平成 24 年 2 月には仁井田保育所と影野保育所を統合した「ひかり保育所」を新設しました。また、新たな取り組みとなる幼保連携型「認定こども園たのの」の園舎が、平成 26 年 3 月に完成しました。

【今後の方向性】

子どもが 1 日の大半を過ごす場所の安全は必須であり、安全性を高めるためにも老朽化に伴う修繕は随時実施していきます。

2. 地域ぐるみの子育て支援

(1) 交流による地域の子育て支援環境の充実

地域で開催される防災訓練や芸能大会に親子での参加を促すとともに、保育所・学校行事へ地域住民の参加を呼びかけ地域間交流を図っています。

【今後の方向性】

今後も継続して実施します。

(2) 地域子育て支援センター事業

毎日の施設利用の他に、窪川、大正、十和それぞれの支援センターで毎月 2～6 回のひろばを実施し、子育て親子の交流の場を提供し、子育て相談や関連情報の提供を行っています。

窪川地域子育て支援センターは独立した施設であるため、毎月講師を招いて講習会も実施しています。

【今後の方向性】

窪川地域子育て支援センターでは活動も活発で利用者も増加しているため利用者の要望を聞きながら継続して実施します。

大正、十和地域については保育所に併設のためひろばづくりや育児相談を中心に活動を継続します。

3. 経済的負担の軽減

(1) 児童医療費助成制度（医療費無料化）

四万十町の子育て支援策として、町単独事業により実施していた「児童医療費助成制度」の対象を小学校終了児童までとしていたものを平成 22 年 10 月から中学校終了前児童に拡充し現在に至っており、子育て家庭の安心を図っています。

【今後の方向性】

子育て家庭が安心できる生活基盤の充実のためにも、今後も継続して実施します。

(2) 多子世帯の保育料軽減

多子世帯を応援し、経済的負担の軽減を図るため、児童（18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間にある者）を 3 人以上養育している世帯の第 3 子以降の保育料無料化を実施しています。

【今後の方向性】

保育料軽減は保護者の経済的な負担軽減及び就労支援に繋がっています。ただ、3 子以降の保育料が無料となったため、低年齢（0 歳児）からの入所が増え保育士の確保が困難となっている状況にあります。保育士の確保策等を含め、3 人目以降の保育料は無料とする取り組みを継続します。

4. 子育てについて学ぶ環境の整備

(1) 知ることから始まる家庭・地域の子育て力強化事業

子どもたちの健全育成には、地域で学び、遊び、人とふれ合うなかで社会性を身につけることが必要であることから、平成 24 年度に 4 校、25 年度に 2 校で講師を招き勉強会を実施しました。

【今後の方向性】

子どもたちの健全育成には、地域で学び、遊び、人とふれ合うなかで社会性を身につけることが必要であることから、地域の子育て力を強化し、本計画の基本理念である「おらがまちの子ども」意識で子どもの健やかな育ちを支えるまちづくりをすすめるとともに、核家族化により低下しつつある家庭の子育て力の向上や保護者の悩みの軽減を図るため引き続き事業を実施します。

5. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 就労促進と環境づくり

平成 20 年から継続して「四万十町無料職業紹介事業」を実施し、求人者と求職者の斡旋を行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
企業からの登録・募集人数	9 人	1 人	0 人	3 人
就労を希望している人数	30 人	3 人	0 人	1 人
就労につながった人数	5 人	0 人	0 人	1 人

【今後の方向性】

ハローワークや高知県経営者協会と連携して情報収集を行い、また、経済面での動向等をみながら、就労環境の充実に向けた支援策を検討していきます。

第2節 安心して生み育てることのできる環境づくり

1. 母親と子の健康の確保及び増進

(1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳交付時に適切な支援や情報提供が行えるよう、健康状態や生活状況等についてアンケートを実施しています。

また、保健師や看護師が妊婦への面接も行いハイリスク妊婦への早期発見・早期対応に努めています。

平成26年7月より、母子手帳交付窓口を本庁は町民環境課から健康福祉課に変更し担当課と窓口を統一しました。

【今後の方向性】

引き続き、妊婦アンケートを継続します。

また、妊娠届の窓口を変更することで、保健師等の専門職が妊婦に対する面接の機会を増やし、妊娠初期から必要な支援が行き届くように努めます。

(2) 妊産婦家庭訪問・保健指導

医療機関からの情報提供を受けたハイリスク妊婦について保健師が訪問・母子保健指導を実施し、未熟児の出生や周産期の異常を予防しています。出産後も新生児訪問等を通して継続的な支援を行っています。

また、町内に住所のある妊娠中期（妊娠16～27週）の妊婦には、妊娠期に利用できる施設やサービス・相談先についてチラシにより情報提供（郵送）を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数	2件	5件	3件	6件
保健指導件数	2件	4件	2件	6件

【今後の方向性】

今後もハイリスク妊婦や未熟児等について保健師が訪問、母子保健指導を実施し、周産期の異常について早期発見・早期予防に努めます。

出産後も新生児訪問等を通して、継続的な支援を行っていきます。

(3) 妊婦一般健康診査

妊娠期を健康に過ごして、安全で安心な出産を迎えるために健康診査費用の助成を行っています。

高知県下では、近年、早産および低出生体重児の割合が高い状況が続いているため、妊婦一般健康診査項目に、新たに“細菌培養同定検査”および“子宮頸管長測定”を追加し、妊娠中の異常を早期発見し、早期治療に繋げる取り組みを強化しています。

また、町内医療機関の産科休止に伴い、町外医療機関への通院が必要となり、経済的負担が増しているため、妊婦一般健康診査時の通院費の助成を行い、経済的負担を軽減することにより、定期的な受診を促し、安心して子供を産むことができる環境づくりに努めています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	114 人	111 人	107 人	113 人

【今後の方向性】

定期的に妊婦一般健康診査を受診することで、安定した妊娠期を過ごすとともに、妊娠中の異常を早期に発見し、早期治療に繋げ、無事出産を迎えられるよう、更なる受診勧奨に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等の専門職員がすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに養育状況の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言等の支援を行っています。主に、第1子のお子さんを訪問する際には子育て支援センター職員も同伴し、広場（げんきっこひろば・にこにこ広場・ぴよぴよひろば）のお知らせや育児情報の提供を行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳児家庭全戸 訪問件数	126 件	83 件	103 件	104 件
新生児家庭 訪問件数	79 件	59 件	46 件	82 件

【今後の方向性】

今後も保健師等の専門職員がすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や養育状況の把握に努めるとともに、養育相談に応じ、助言等の支援を行っていきます。

(5) 乳児一般健康診査

乳児の健やかな成長のために、医療機関において個別に健康診査が受診できるよう助成を行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診率	93.8%	91.6%	85.5%	88.0%

【今後の方向性】

今後も継続して実施します。

(6) 乳幼児健康診査

窪川・大正・十和地域において集団健康診査を実施しています。(健康診査の対象児数に応じて大正・十和地域では、会場を交代しながら、合同で実施しています。)

子どもの疾病や異常の早期発見と、育児に関する情報提供・相談・助言を行うとともに、同じ年齢の子どもを持つ保護者の交流の場にもなっています。

健康診査未受診者には保健師や保育士が訪問等により家庭の生活状況や児の健康と発育について確認しています。

【受診率】

生後	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 か月	95.7%	91.0%	94.1%	94.0%
7 か月	94.2%	90.8%	89.4%	96.0%
12 か月	85.7%	94.8%	93.3%	91.7%
1.6 か月	84.7%	90.8%	90.1%	94.2%
2.6 か月	85.6%	81.6%	90.1%	88.0%
3.6 か月	90.0%	88.6%	88.9%	90.3%

【今後の方向性】

少子化に伴い、健康診査の対象児が減少していくことが想定されますが、受診の利便性や効率的な実施方法等に向け取り組むとともに、子どもにとって病気の早期発見や発育・発達の確認が行えるよう検討を行っていきます。

また、健康診査の機会を利用して親同士の交流の場や子育てに関する情報提供の場としても活用していきます。

(7) 歯科保健事業

むし歯予防と強い歯づくりを目的に、平成 20 年度から町内全ての保育所（4・5 歳児クラス）でフッ素洗口を開始しました。続いて、平成 25 年度からは希望する小学校でもフッ素洗口を実施するなど事業が拡大しています。また、カミカミ新聞を年に 2 回発行するとともに歯科衛生士による歯科指導教室などを実施して、むし歯の予防と歯の健康について関心を高める活動を行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
フッ素塗布 利用者数	310 人	305 人	295 人	297 人
フッ素洗口人数 【保育所】	12 か所 240 人	12 か所 247 人	11 か所 242 人	11 か所 219 人
フッ素洗口人数 【保育所】	—	—	—	5 校 202 人
歯科指導教室	—	97 人	285 人	131 人

【今後の方向性】

保育所でのフッ素洗口が定着してきたことを踏まえ、小学校でもフッ素洗口が継続して行えるよう少しずつ実施校を増やし、最終的には町内全ての小中学校でフッ素洗口が行えるよう努めます。

また、フッ素洗口にこだわらず、日常の口腔ケアが生活習慣として定着するよう、歯科衛生士などによる出前歯科指導教室を行っています。

町内各組織のメンバー（地域歯科医師・校長会代表・養護教諭部会代表等）で構成される“カミカミ検討会”を開催し、情報交換および課題について検討していきます。

(8) ブックスタート事業

絵本を通じて赤ちゃんが愛情いっぱい言葉を聞きながら保護者と気持ちを通わせることで健やかな心を育むことと、保護者が子どもと一緒に心やすらぐ楽しいひとときをもてることを目的に絵本の読み聞かせを行っています。

町立図書館や子育て支援センターと連携し、健康診査（生後7か月児を対象）にて絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	76 人	109 人	93 人	94 人

【今後の方向性】

今後も図書館や子育て支援センターと連携し、絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを継続して実施していきます。

読み聞かせをきっかけに親子のコミュニケーションや愛着形成を促進します。

(9) 育児相談

医師に気軽に相談できる「ひまわり相談」や、窪川地域で開催している赤ちゃん相談、大正・十和地域で開催している子育てほっと相談、子育て支援センターなど育児に関する相談先は増えています。

また、平成 22 年度より母乳相談を実施。助産師による母乳に関する指導・助言を行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ひまわり相談 (延件数)	39 件	19 件	33 件	27 件
赤ちゃん相談	104 人	138 人	163 人	100 人
子育てほっと相談	—	—	—	98 人
母乳相談	34 人	58 人	84 人	37 人

【今後の方向性】

医師によるひまわり相談や、助産師による母乳相談、保健師による育児の相談などそれぞれの専門職が特色をいかし、保護者のニーズに沿って不安や悩みを解消できるよう今後も、育児相談を継続して実施していきます。

(10) 予防接種

伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延予防、望ましい時期に必要な免疫を獲得し、子どもを病気から守るために予防接種を実施しています。

広域化予防接種委託契約を締結し、各種予防接種予診票様式を県下で統一することにより、予防接種を受ける際の利便性の向上および、接種機会の確保に努めています。

【今後の方向性】

予防接種により免疫水準を維持するために、予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体としての一定の接種率を確保することが重要であるため、引き続き予防接種法に基づいた接種勧奨を推進します。

2. 小児科・産科医療の充実

(1) 小児科・産科医療の充実

全国的に産科医、小児科医の不足など医療体制が問題となっており、出産や育児の不安を招いています。四万十町でも産科・小児科の常勤医確保が厳しい状況となっています。町内で安心して育児ができるよう、医師不足解消に向けて県への要望を強く行っていますが未だ常勤医の確保には至っていません。そのため、緊急時の対応方法についての DVD を保護者会やケーブルテレビで放映し子育て家庭の意識啓発を行っています。また、応急講習は子育て支援センター等で継続して実施しています。

【今後の方向性】

今後も継続して医師確保に努めるとともに、町民が正しい応急措置を身に付けられるよう、各種集会やケーブルテレビを活用して緊急時の対応についての指導・啓発に努めます。

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 食育の推進

(1) 地域と連携した食育活動の実践

保護者の方に対しての食育だけでなく、子どもに対しても料理教室や学校教育を通じた指導を行っています。

窪川・大正・十和地域で、食生活改善推進員が保育所、小中学校に出向き、食育に関する絵本の読み聞かせや、エプロンシアター※を使った啓発のほか、「親子」「郷土料理の伝達」等の調理実習を行い、地域に根差した活動を行っており、新たな学校とのつながりも広がってきています。

※エプロンシアター……エプロンを舞台に見立てて人形などを使ってお話をする。

【今後の方向性】

町内の学校、保育所への食生活改善推進員活動に対する認知度、つながりに温度差があり、学校によっては定着した取り組みにつながっていないため、今後は、学校長や養護教諭、教育委員会との連携、情報共有に努め食育活動を進めていきます。

2. 命の学習の推進

(1) カンガルーのポッケ

カンガルーのポッケは、子ども達が妊婦や赤ちゃんとの交流、胎児の疑似体験などを通して、生まれてくる命の尊さを実感し、自分が家族や皆から大切にされていることを、年間を通して学習するものです。医師と教育研究所が中心となって、希望のある保育所・幼稚園・小学校などで行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開催回数	26 回	32 回	22 回	12 回
参加延べ人数	644 人	575 人	433 人	280 人

【今後の方向性】

今後も、各機関が連携しながら継続して取り組むよう努めます。

3. 思春期保健対策の推進

(1) 思春期講演会

自分を大切に思える生き方ができる、自分の意思をしっかりと示せる、自己決定能力を身につけることを目的に四万十高校で実施しています。

	テーマ	参加者数
平成 22 年度	「性感染症予防と命の大切さ」	130 名
平成 23 年度	「思春期の歯科保健について」	113 名
平成 24 年度	「いのちの贈り物」	102 名
年度 25 年度	「健康的な生活を送るための基本的な知識」	92 名

【今後の方向性】

毎年かさず開催できていますが、町内には高校がもう一校あり、窪川高校での開催も検討していきます。

成人してから健康的な生活が送れるよう、規則的な生活習慣や、性に対する知識や命の大切さなど、思春期に取り組むべき健康問題について生徒自身が考えるきっかけになるよう、今後も継続して実施していきます。

4. 生涯学習を通じた人づくりの促進

地域住民が自己の充実・向上を図ることで人生に生きがいを感じられるよう、スポーツやレクリエーション活動を通して生涯学習ができる環境づくりを行っています。

【今後の方向性】

今後も事業を継続し住民一人一人が人生に生きがいを感じられるよう、スポーツやレクリエーション活動等を通して学習ができる環境づくりに努めます。

また、子ども自身が自分の住む町について知り、大人と共有していくことで地域での一体感を醸成し、これからの地域文化を守り育てる意識の高揚を図ります。

5. 青少年健全育成の推進

青少年期は人格形成にも大きな影響を与えることから、本町では、青少年健全育成活動の体制強化に向けて、青少年育成町民会議を中心とした家庭・学校・地域・少年補導センター、その他の関係機関と緊密な連携・協力体制を一層強め、それぞれの機能を発揮し一体となり、青少年の健全育成対策の推進、環境浄化活動の推進、少年非行の早期発見と早期指導に取り組んでいます。

【今後の方向性】

インターネットの普及による新たなコミュニケーションの確立がなされる等、情報伝達等に急激な変化がみられています。それにあわせて「インターネット上でのいじめ」といった問題も発生してきていることから、子ども自身がインターネットの正しい使い方を理解できるよう、学校教育のなかでの意識啓発を行なうとともに、大人の目の届かない部分への配慮も検討していきます。また、青少年育成町民会議等の地域団体と協同して、安全で心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めます。

第4節 配慮が必要な家庭や児童への支援

1. ひとり親家庭などへの支援

ひとり親家庭への支援として、窓口係との連携を図り、各種戸籍等の届出時に医療費助成、児童扶養手当等の概要を説明し、申請手続きを行っています。

毎年更新時期には、通知文書を個別発送し、未提出者には再度通知を行い更新手続きの漏れがないように努めています。また、広報誌への掲載や前年度却下となった方々への個別周知等も行っています。

【今後の方向性】

ひとり親家庭の自立支援は、各種子育て・生活支援施策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して高知県が策定した「第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」の定めるところにより、子育て・生活支援策、養育費の確保等の総合的な自立支援を推進します。

2. 要保護児童への支援体制の充実

(1) 要保護児童への支援

「四万十町子ども支援ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において、各関係機関が連携を取りながら要保護児童・要支援家庭への支援を行っています。ネットワークの構成組織の見直しも行い、虐待の予防に努めています。

【今後の方向性】

支援を要する家庭への直接支援サービス(短期入所やホームヘルプサービス)の検討が必要になっています。また、就学、卒業後の子ども達の非行、引きこもり、若年妊娠などの課題を予防するための支援の充実に努めます。

3. 障害がある子どもへの適切な支援

(1) 障害がある子どもへの支援

健康診査や育児の相談する機会を充実させるとともに、保育所、子育て支援センターとの連携を強化し障害の早期発見・早期対応に努めています。また、発達相談の機会として、県の実施する出張相談に加えて町主催の相談の機会を増やし、専門職による相談体制の充実に努めてきました。

また、障害者自立支援協議会では子ども部会を設置し、障害児の保護者アンケートや交流の場づくりなどを行っています。

【今後の方向性】

発達障害児の相談、療育のニーズの増加がみられますが、専門相談・療育機関が遠方のため、地域でのフォロー体制の充実にに向けた検討を行っていきます。

また、夏休み等の長期休暇中に障害児が安心して過ごせる場の確保等に努めます。

4. 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりの推進

(1) 養育支援訪問事業

各種訪問事業等で把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭やハイリスク妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において養育に関する相談、指導、助言などを保健師・保育士等の専門職員が行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	502 件	159 件	62 件	158 件

※平成 22 年度実績には、保育士による保育所訪問件数も計上

【今後の方向性】

育児面のみでなく、生活基盤の改善、生活習慣の改善、生活能力に課題がある場合があり、直接支援サービス等の必要性について検討を行っていきます。

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

児童を養育している保護者が、疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった場合に、児童およびその家庭の福祉の向上を図るために、児童福祉施設等に児童を一定期間宿泊させ、保護する事業です。

【今後の方向性】

子育て短期支援事業は、平成 26 年度から新たに取り組む事業であり乳幼児を抱える保護者に、事業の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう実施していきます。

(3) 家庭支援推進保育事業

家庭環境に対する配慮など保育を行ううえで特に配慮が必要な児童が複数入所している保育所に、担当保育士を配置し、計画的な保育にあたりるとともに定期的な家庭訪問を実施するなど、児童及び家庭に対する支援を行っています。

【今後の方向性】

家庭環境等について特に配慮が必要な児童が多く入所している保育所に、引き続き担当保育士を配置し、児童・家庭のサポートに努めます。

第5節 子育てを支援することのできる基盤の整備

1. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 放課後児童対策（放課後子どもプラン）

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、小学校に修学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。この事業の推進に当たっては、指導員やボランティアの確保が不可欠であり、本町においては「保護者や地域主導」を基本として、実情に応じた放課後子どもプランを推進してきました。

現在、放課後児童クラブ1カ所、放課後子ども教室9カ所で実施しています。

放課後児童クラブ	窪川小学校
放課後子ども教室	窪川小学校（口神地区）、影野小学校、仁井田小学校 東又小学校、七里小学校、川口小学校、田野々小学校 昭和小学校、十川小学校

【今後の方向性】

子どもたちの安全安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

(2) 人材バンク活用による地域力の向上

地域のイベント等に育児中の母親が参加するためには、託児スペース等(遊び場)の確保が不可欠なものとなります。このような子育て支援環境の整備には、地域のボランティアの協力が必要となっています。現在行われている各種イベント開催時には、ボランティア団体・事業所等に人材の派遣を呼びかけ託児スペースの確保に努めています。

【今後の方向性】

地域住民がボランティアをすることで、手伝いをする側、される側がお互いに地域で子育てをしているという実感を持ってもらい、次代の子どもたちを守り・育てる環境づくり、意識向上につなげるため、人材バンクの設置を引き続き検討していきます。

(3) 子どもの遊び場の確保

わんぱく学校（小学生4・5・6年生児童対象）は、学校において体験することができない様々な社会活動・体験活動や異年齢交流などへの参加の場となり、子どもたちの自主性や自立性を育むとともに、他校の児童との交流が図られてきました。

また、町内の中高生にサポート役として参加する場を提供し、地域・集団活動等をリードできる人材育成（ジュニアリーダー）を進めています。

【今後の方向性】

テレビゲームやインターネットの普及により屋外で遊ぶ子どもが全国的に減少しています。その結果、身体の動かし方がわからない、遊び方がわからないという子どもが増加しています。屋外で身体を動かして遊ぶことは健康面だけでなく、自然をみてふれることで情緒面での成長を促します。子どもの健全育成のためにも安全な遊び場の確保が必要です。

また、今後も事業を継続し自然の大切さを感じ、遊び方を知ってもらうことで子どもの成長を促していきます。

(4) 公共施設における子育て機能の充実

学校、公共施設、体育館及び公園等は、安全、安心な子どもの遊び場として適正に管理しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、安全な子どもの遊び場として適正に管理していきます。

2. 子ども等の安全の確保

(1) 交通安全の推進

警察署等と連携して、保育所及び小中学校へ出向き自転車の乗り方や横断歩道の渡り方等の交通安全教室を行うとともに、通学路の交差点等で見通しの悪い箇所には、カーブミラーの設置や各交通安全関係団体と連携して、県民交通安全の日や交通安全週間を中心に街頭指導を行っています。

また、保護者を始め地域の方々にも、交通安全週間中にチラシ等の文書を配布し、啓発活動を実施しています。

【今後の方向性】

今後も保育所・学校で交通安全教室を行い、自転車通学のマナーの徹底や交通安全啓発を行っていくとともに、保護者や地域の方々にも協力していただけるよう意識啓発を行っていきます。

また、不審者対策として実施している登下校時の見守りも継続し、学校との連携を図りながら、きめ細やかな安全対策を実施していきます。

(2) 安全な住まいの確保

町営住宅の新たな建設は、町の財政状況や世帯数が減少していることを考慮すると、困難な状況となっています。このことから、今後は現在ある住宅を有効活用し、建替えや住戸改善を実施し必要とする人に提供できるよう努めています。

また、ひとり親家庭等の住宅困難度合いが高い方に対して、優先的に入居可能とする優遇措置を実施しています。

	公営住宅の建設	耐震診断
平成 22 年度	金上野団地に 39 戸建替	平成 16 年度から平成 25 年度までに 324 件実施。
平成 23 年度	北琴平第 1 団地 4 戸建替	
平成 24 年度	北琴平第 1 団地 4 戸建替	
平成 25 年度	黒石第 3 団地を建替	

【今後の方向性】

公営住宅の建設：耐震基準以下や耐用年数を超えている住宅を中心に建替を進め、災害に強い、安心・安全な居住環境の確保を目指します。

第5章 主要事業における量の見込みと確保方策

平成 21 年～平成 25 年（各年 4 月 1 日時点）の男女別各歳別人口を基に、コーホート変化率法により人口推計を行った結果は、以下のとおりとなっています。

【年齢別 子どもの人口】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	99 人	98 人	97 人	94 人	93 人
1 歳	103 人	101 人	100 人	99 人	96 人
2 歳	100 人	105 人	103 人	102 人	101 人
3 歳	104 人	98 人	103 人	101 人	100 人
4 歳	112 人	105 人	99 人	104 人	102 人
5 歳	114 人	113 人	106 人	100 人	105 人
就学前児童計	632 人	620 人	608 人	600 人	597 人
6 歳	136 人	114 人	113 人	106 人	100 人
7 歳	98 人	136 人	114 人	113 人	106 人
8 歳	141 人	98 人	137 人	115 人	114 人
9 歳	117 人	140 人	97 人	135 人	114 人
10 歳	120 人	116 人	138 人	96 人	133 人
11 歳	156 人	120 人	116 人	138 人	96 人
小学生計	768 人	724 人	715 人	703 人	663 人
総計	1,400 人	1,344 人	1,323 人	1,303 人	1260 人

第1節 新制度における保育の必要性について

1. 認定区分

子ども・子育て支援新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」の有無を次の3つの区分に分けて認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。

認定区分	区分内容	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 小規模保育事業

2. 認定基準

保育の必要性の認定にあたっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に基づき以下の3点について四万十町では規則等によって基準を定めることとしています。

- ① 事由：保護者の就労又は疾病その他の事由
- ② 区分：長時間認定（「長時間」）又は短時間認定（「短時間」）の区分（保育必要量）
- ③ 優先利用：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

第2節 子ども・子育て支援給付

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出した結果は以下のとおりとなっています。提供体制については、現状の提供体制、事業者の意向等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。

1. 施設型給付及び地域型保育給付

【量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期】

			①量の見込み (必要利用定員総数)	②確保方策		②-①
				認定こども園 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	地域型 保育事業	
平成 27 年度	1号		16人	16人	0人	0人
	2号	教育	0人	0人	0人	0人
		保育	299人	358人	0人	59人
	3号	0歳	34人	36人	0人	2人
1-2歳		155人	210人	0人	55人	
平成 28 年度	1号		15人	16人	0人	1人
	2号	教育	0人	0人	0人	0人
		保育	286人	358人	0人	72人
	3号	0歳	34人	36人	0人	2人
1-2歳		157人	210人	0人	53人	
平成 29 年度	1号		15人	16人	0人	1人
	2号	教育	0人	0人	0人	0人
		保育	279人	358人	0人	79人
	3号	0歳	33人	36人	0人	3人
1-2歳		155人	210人	0人	55人	
平成 30 年度	1号		14人	16人	0人	2人
	2号	教育	0人	0人	0人	0人
		保育	276人	358人	0人	82人
	3号	0歳	32人	36人	0人	4人
1-2歳		154人	210人	0人	56人	
平成 31 年度	1号		15人	16人	0人	1人
	2号	教育	0人	0人	0人	0人
		保育	278人	358人	0人	80人
	3号	0歳	32人	36人	0人	4人
1-2歳		150人	210人	0人	60人	

【確保方策の考え方】

現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

2. 認定こども園の推進

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

本町においても、新制度の趣旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及に努めます。

3. 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

4. 幼稚園教諭と保育士の質の向上

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭・保育士の専門性や経験が重要になります。幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催や人事交流を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

5. 保育所、認定こども園と小学校との連携

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、小学校教諭と保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

保育所や認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出した結果は以下のとおりとなっています。

提供体制については、現状の提供体制、事業者の意向等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。

（1）利用支援

子ども及びその保護者が、認定こども園・保育所での特定教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、利用者支援を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
②確保方策	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
② - ①	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所

【確保方策の考え方】

利用者支援事業については、役場東庁舎教育委員会を窓口とし、実施します。

（2）時間外保育事業

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	33人	32人	32人	31人	31人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	31人
② - ①	△33人	△32人	△32人	△31人	0人

【確保方策の考え方】

利用者の利便性を考慮し、平成31年度から利用ニーズに対応できる供給体制の確保に努めます。

(3) 放課後健全育成事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。

【低学年】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	41人日	38人日	40人日	36人日	35人日
②確保方策	45人日	45人日	45人日	45人日	45人日
② - ①	4人日	7人日	5人日	9人日	10人日

【高学年】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	13人日	12人日	11人日	12人日	11人日
②確保方策	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
② - ①	2人日	3人日	4人日	3人日	4人日

【確保方策の考え方】

現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、配偶者の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により保護が必要になった親子等の保護を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
②確保方策	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
② - ①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【確保方策の考え方】

町外の児童養護施設に委託し、受け入れ体制を整えると同時に、町広報等を活用し、事業の周知に努めます。

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行っています。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	763人回	768人回	758人回	746人回	733人回
②確保方策	763人回	768人回	758人回	746人回	733人回
② - ①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【確保方策の考え方】

現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

(6) 一時預かり事業

保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、保育所などで保育を行います。

<一時預かり事業（幼稚園の保育 以外上記以外）>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	60人日	59人日	58人日	57人日	57人日
②確保方策	60人日	59人日	58人日	57人日	57人日
② - ①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【確保方策の考え方】

保育所未就園児には子育て支援センターからのお知らせ等も定期的に行っており、今後も引き続き広報活動等を進め利用促進に努めます。

(7) 病児保育事業

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	40人日	39人日	38人日	38人日	37人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	37人日
② - ①	△40人日	△39人日	△38人日	△38人日	0人日

【確保方策の考え方】

町内の病院・診療所との委託等によりニーズに応えられるよう事業の推進に努めます。

また、病児・病後児を家庭で看ることができるよう、子育て中の世帯に対する職場の理解に関する広報啓発活動等の取り組みを行います。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策の考え方】

今後はニーズを的確に把握し、状況に応じて事業実施を検討していきます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師または訪問員が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	99人	98人	97人	96人	95人
②確保方策	99人	98人	97人	96人	95人
② - ①	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策の考え方】

4か月児健診までに保健師等の専門職員による全戸訪問を行います。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	156人	156人	156人	156人	156人
②確保方策	156人	156人	156人	156人	156人
② - ①	0人	0人	0人	0人	0人

【確保方策の考え方】

育児だけでなく、生活基盤・生活習慣等に課題がある場合があり、直接支援サービス等の必要性について検討を行います。

(11) 妊婦健診

公費負担制度を利用して、妊婦一般健康診査を積極的に受けることで、妊婦の健康管理の向上を図っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,428人回	1,414人回	1,400人回	1,386人回	1,372人回
②確保方策	1,428人回	1,414人回	1,400人回	1,386人回	1,372人回
② - ①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【確保方策の考え方】

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、公費負担助成により、定期的な受診を促進します。

第6章 計画の実現のために

第1節 計画の周知徹底

子どもを大切にできる地域づくりを進めていくためには、行政や地域住民が一丸となって、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが必要不可欠です。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、ホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

第2節 関係機関との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員、愛育委員をはじめ、地域組織や関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

第3節 計画の推進体制

この計画（Plan）の所期の達成を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「四万十町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、四万十町として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取り組みの見直しを行っていきます。

資料編

○策定経過等を必要に応じて掲載する予定です。

四 万 十 町

子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成 27 年 3 月
発 行 四万十町
事 務 局 〒786-8501
高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17
教育委員会 生涯学習課
電 話 (0880) 22-3576